

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名

生年月日

年

月

日生まれ

☐ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第一種感染症 ☐ () [治癒]

第二種感染症 ☐ インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、
解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]
☐ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、
かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]
☐ 麻疹 [解熱後3日経過] ☐ 風疹 [発疹消失]
☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化] ☐ 咽頭結膜熱 [主要症状消滅後2日経過]
☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が
良好]
☐ 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
☐ 結核 [感染のおそれなし] ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第三種感染症 ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎
[感染のおそれなし] ☐ 腸管出血性大腸菌感染症(*) (*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。
☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス

第三種その他の感染症 [詳細は付録部分を参照]

☐ A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)
☐ アデノウイルス感染症
☐ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなどによるもの)
☐ RSVウイルス・ヒトメタニューモウイルス・マイコプラズマなどの急性呼吸器感染症
(登校登園に差し支えと考えられるもの)
☐ その他 ()

☐ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、
現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
がんこな咳嗽 唾液腺の腫大 いちじるしい眼脂・結膜充血

(☐ その他の意見:)

年 月 日

医療機関名:

診察医師名: